

知らないと困る

# 後期高齢者医療制度

## あれこれ

75歳以上の人と一定の障がいがあると認定された65歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度の、保険料納付や保険証の更新などについてお知らせします。



あなたはどちら？  
保険料の納付方法

平成22年度の保険料決定通知は、7月15日以降に発送します。

保険料の納付方法は、年金の受給額や資格を取得した時期などにより、年金からの引き落とし(特別徴収)と納付書または口座振替による納付(普通徴収)に分かれます(下表)。

平成21年度中に、保険料の減額・変更により年金からの特別徴収が停止された人や普通徴収に変更になった人は、7月～9月は納付書による納付となります。通知が届いたら、「自分がどの納付方

法なのか」必ず確認してください。

特別徴収の人も

口座振替にできます

特別徴収により納付している人で、口座振替による納付を希望する人は、7月30日(金)までに市役所と金融機関で手続きしてください。

10月の年金から引き落としが停止され、口座振替による納付に変更となります(納付状況などから認められない場合があります)。

納付が困難なときは  
まず相談を

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療を支えるため、所得に応

じた公平な負担になっています。

突然の収入減や病気などにより納付が困難になったときは、納付方法について必ず相談してください。

保険証を

一斉に更新します

8月1日に保険証を一斉更新します。新しい保険証は、7月中旬に簡易書留で郵送します。現在使っている保険証は、有効期限が過ぎてから、市の主な施設内の保険証回収箱に返却してください。

窓口負担割合を

見直します

医療機関の窓口では、掛かった

### 保険料の納付方法

対象	平成22年度の納付方法
平成22年2月支給分の年金から引かれて納付していた人	年金からの引き落としによる納付
平成21年9月までに新たに資格を取得し、年金から引かれる要件に当てはまる人	
年度の途中で、保険料の減額や変更により、年金からの引き落としが停止された人、または納付書による窓口納付に変更になった人	7月～9月は、納付書による窓口納付または口座振替による納付。10月から年金からの引き落としによる納付
平成22年5月までに新たに資格を取得し、年金から引かれる要件に当てはまる人	納付書による窓口納付または口座振替による納付
前年度まで納付書で納付または口座振替により納付していた人(年金から引かれる要件に当てはまらない人)	
平成22年6月以降に新たに資格を取得した人	

\*年金から引かれる要件は、年金受給額が年間18万円以上の場合、または介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が年金額の2分の1を超えない場合です

医療費の1割を負担することが原則ですが、一定以上の所得がある人は3割負担になります。この負担割合は、前年中の所得により毎年8月1日に見直しています。

住民税の課税所得が14.5万円以上の人は、3割負担になります。ただし、次の①または②に当てはまる場合は、申請により1割負担になります。

①同じ世帯の被保険者の収入額の合計が520万円(同じ世帯の

被保険者が1人の場合は383万円)に満たない人

②年収38.3万円以上の被保険者で、同じ世帯の70～74歳の人を含めた収入額の合計が520万円に満たない人

対象と見込まれる人には申請書を送付しますので、忘れずに手続きをしてください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。